

税務調査への対応

I. 税務署が税務調査の日を指定した場合の対応

1. 税務調査とは

1. 定義

課税庁の職員が、法律の規定に基づいて、納税者その他納税者と関係のある者に対して、①質問②検査③臨検④捜索を行うことをいいます。

2. 税務調査の種類

① 強制調査、②任意調査とがあります。

3. 強制調査 とは、

調査対象者の意思に関係なく実施される調査。

調査対象者は、強制調査を拒むことができず、税務署はその場で差し押さえを行い占有することもできます。

4. 任意調査 とは、

法律上、税法で規定されている、質問検査権に基づき、調査対象者の同意を得て行われる調査をいいます。

5. 税務運営方針：国税庁が規定する税務職員の行動指針あります

税務運営方針では、「任意調査においては、事前通知の励行に努め」と明記されています。

調査の日時 に関して

「社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行う」とあります。

II. 税務職員が契約書等の重要書類のコピーを要求した場合の対応

任意調査

1. 何のために税務調査を行うのか

(1) 税法上の何らかの処分を行う前提として

「事実認定」と

「判断に必要な事項」

を知るために行われるものです。

その調査権限は税法によって認められている。すなわち、「質問検査権」

①質問とは

税務職員が音声を発する人に対して、必要と思われる事項を質問し、その回答を期待するものです。

②検査とは

事業等に関係ある帳簿書類その他の物件につき必要と思われる事項を調査することです。

法人税法第153条

「国税庁の当該職員又は法人の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人税に関する調査について必要がある時は、法人に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。」

所得税法第234条

「国税庁、国税局または税務署の当該職員は、所得税に関する調査について必要がある時は、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。」

「必要がある」と認められる場合に質問調査権を行使することができます。

(3) 「必要がある」

この規定を広く解釈すると、課税徴収権の名の下に税務職員の恣意的判断により、納税者に対して種々の私的利益（税務調査の結果により租税負担が増大）の犠牲を強いることとなります。

「事実認定」と

「判断に必要な事項」

を知るためにコピーが必要あると考えられない場合には、コピーは拒否できるものとするのが相当であります。

Ⅲ. 顧客等との守秘義務と調査への対応

(1) 質問検査権の法的限界

質問検査権に関する税法の規定は非常に不備なものですから、条文からは、その範囲がどこまでのものなのかが、はっきりとしません。そのため、質問検査権の法的限界を具体的、個別的に認識することが大変難しくなっています。

法人税法第156条「前三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」

所得税法第234条2項「前項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」

しかし、明らかとなっている点は、一般の調査は任意調査であることから、
①調査官は何をするにしても全て納税者の承諾を得なければならないことと
②調査の受忍による納税者の負担は社会通念上相当な範囲にとどまるもの、

と云うことです。

よって、調査官が納税者の承諾を得ないで、あるいは非常に高圧的な言動があった場合には、明らかに法的限界を超えた質問検査権となります。

(2) 法的限界を超えた質問検査権

質問検査権の行使が法的限界を超えた場合（＝違法な調査の場合）には、その質問検査権に関する受忍義務が消滅しますので、調査を拒否したり、調査官の質問に答弁をしなくても、そのことに基づく受忍義務違反としての罰則の適用はありません。

確かに、わが国の憲法第31条は適正手続を要求しており、当該規定は行政処分に対してもその影響があると解されていますから、当然、違法な調査に基づく課税処分は違法として無効たるを免れないこととなります。

しかし、現段階においては、行政上の特殊事項として、その課税処分の内容そのものが適法としてのものであれば、その課税処分は有効であるとの見解が採用されています。

(3) 法的限界を超えた質問検査権と損害賠償

質問検査権の行使が法的限界を超えた場合、納税者がそのことに起因して心身に損害を受けたのであれば、国家賠償法に基づき損害賠償の請求をすることができます。

第63国会（1970）「その独立性を高める。質問検査権の行使にあつたては権利救済の趣旨に反しないように十分に配慮すること。新たな脱税発見のためではないことを厳に銘記の上、納税者の正当な権利救済に努めること」

「守秘義務」を全うしなければ、顧客の信頼を失うことになる。顧客は、営業上大切な財産です。税務署の「必要性」と納税者の「利益確保」を比較考量し適切に対応することが大事であります。

IV. 書類を税務職員が持ち帰りたいといった場合の対応

質問検査権は「必要がある場合」に限り行使することができます。
書類を持ち帰ることは、調査上で必要である場合に限ります。

V. 反面調査（子会社、関連会社、仕入先、顧客）への対応

1. 反面調査

反面調査とは、銀行や取引先などを調査することある。税務署員が取引先や銀行に対して照会状を送付したり、出向いて行って取引状況を把握することです。

納税者にとっては、取引先や銀行に対する信用は、営業上大切な財産です。しかし反面調査が行われますと、これらの取引先に迷惑がかかるだけでなく、納税者の営業上の信用力にも影響してきます。

2. 反面調査の必要性

反面調査に関する質問検査権の行使の範囲は厳格に解されるべきですから、納税者本人の調査を行ったにもかかわらず、その者の実態が把握できなかった

た場合や、納税者が調査に非協力的な場合に限り、行使されるべきものです。

3. 判例（静岡地裁昭和 47 年 2 月 9 日昭和 43 年（わ）第 537 号）

反面調査について、

①調査の相手方は直接に納税の義務を負うものではない。

②また、法により法定資料の提出を義務付けられたものでない。従って、その行使の範囲は、他の調査の場合よりさらに厳格に解すべきである。

この場合の質問検査権の行使は、通常の納税者への調査の過程において、その調査だけではどうしても内容が把握できない場合に限り、且、その限度において可能であると解すべきである。

また、反面調査、臨時家宅調査のいずれにおいても、その調査にあたっては、調査の相手方が要求する限り、調査理由を開示すべきである。

4. 行政指導：国税庁が規定する税務職員の行動指針であります

①「税務運営方針」（国税庁）

（調査方法等の改善）

税務調査はその公益的必要性と納税者の私的利益の保護とのバランスで、社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うものです。

一般の調査においては、できる限り事前に通知し、また、現況調査は必要最小限にとどめ、反面調査は客観的に見て、やむを得ないと認められる場合に限り実施するものです。

②昭和 36 年国税庁長官通達（昭和 36 年 7 月 14 日）

調査にあつたては、いたずらに調査の便宜のみにとらわれて、納税者の事務に必要な以上の支障を与えることのないように配慮します。特に、反面調査の実施に当たっては、十分にその理解を得るように努めましょう。

VI. 調査結果に不服がある場合の対応

1. 「申告納税制度」では、「納付すべき税額は納税者のする申告により確定する」（国税通則法第 16）条と明文化されています。

従って、税務署が勝手に税額を決めることはできません。

2. 調査の終了

調査の結果、申告に誤りがあったと税務職員が認識した場合、修正申告の懲憑（シヨウヨウ）をしてきます。

この場合、申告のどこがどう違のか修正の理由を明らかにしてもらうことが大事であります。

税務運営方針

「調査内容を納税者が納得するように説明し、これを契機に納税者が税務知識を深め、さらに進んで将来にわたり適正な申告と納税を続けるように指導していくことに努めなければならない。」

税務職員には調査結果の説明義務が課せられています。

一度、修正申告に応じた場合には、これは、納税者が了解したのであるから、①不服申し立て等権利救済を受けられないので、注意が必要であります。

3. 修正申告に応じない場合には、

修正申告に応じない場合には、税務署は一方的に更生処分をしてることがあります。これは、行政による一方的な処分であるので、処分をされた納税者を救済する制度（権利）として「不服申し立て」があります。

この「不服申し立て」と不服審査及び裁判までの流れは以下のようになっています。

4. 異議申し立て

(1) 更生処分通知書を受け取った日の翌日から2カ月以内に税務署長に異議申し立てをする。

口頭意見陳述の申し立て

代理人届（委任状）提出

青色申告の場合は、異議申し立てをしないで国税不服審判所に審査請求を行うこともできる。

納税者は財産権の侵害」

(2) 異議審理

異議申し立てを受けた異議審理丁（税務署長）、更正処分が適法か、適正な課税であるかを審査する。

これは、処分が正しいか否かを再検討するためのものであり、申立人の帳簿や取引先を再調査するものではない。

実態は、処分庁と異議審理庁（ともに税務署）が同一な為、「再調査」と称して帳簿書類の検査や取引先への照会をおこなう。

取り下げを働きかける。

(3) 異議決定

①却下：異議そのものが不相当（期限後に申したて）

②棄却：異議審理をした結果、異議申し立てに理由がない

③取り消し：異議審理をした結果、処分が間違っていたとして、一部または全部を取り消す場合。

どの場合でも、税額を増やす、加算税を重加算税に変更するなど、申立人の不利益になる決定はできません。なお、異議申し立て後3カ月を経過しても異議審理庁が異議決定を出さない場合は、国税不服審判所に審査請求を行うことができます。

5. 異議決定に不服がある場合：審査請求

異議決定に不服がある場合、異議決定通知書を受け取った日の翌日から1カ月以内に国税不服審判所長に審査請求を行うことができる（通77②）

審査請求を行うと国税不服審判所長は、

①異議審理庁から処分についての答弁書を提出させ

②副本を審査請求人に渡し

③請求人はこの答弁書への反論と

④税務署長が保持している資料の閲覧、質問・検査を申し立てることができる。

6. 裁判

Ⅶ. 税務調査と査察との違い

調査対象者の意思に関係なく実施される調査。

(1) 滞納処分のための調査における搜索（徴収法 142）

(2) 脱税事件に関する調査における臨検、搜索（国税犯則取締法 2）

調査対象者は、強制調査を拒むことができず、課税庁の職員は、自ら門扉を開き金庫等を解錠することができる（国税徴収法 142③、国税犯則取締法 3 の 2）、その場で差し押さえを行い占有することもできる。

一方、調査対象者の権利を保護するため、調査の時間制限、立会人の設置が定められています。

なお、脱税事件の強制捜査は、告発を前提にし刑事事件と関連する為、裁判所の許可を必要とします。

Ⅷ. 日頃の備え

1. 課税要件法定主義

刑法における罪刑法定主義になぞらえて作られた原則。

課税の作用は国民の財産権への侵害であるから、

①課税要件のすべてと

② 租税の賦課・徴収の手続きは

法律によって規定されなければならないことを意味します。

2. 納税義務は、**税法が規定する課税要件を充足する事実（これを課税要件事実という）が存在することによって客観的に発生します。**

課税要件事実とは、一定の取引ないし、それに基づく所得金額である。

具体的には、

納税義務者は、所得課税の場合、

①個々の収入がいかなる原因で発生し

②その額はいくらで

③必要経費（損金）はいかなる原因で発生し

④その金額はいくらか

⑤課税標準たる所得は幾らかと

納税義務の発生を理由づける事実を認定（確定・評価）納税義務を具体的に認定する。

⑥そして、それを申告納付する。

課税要件は7個からなります。

①誰が税金を取るのか（かけるのか）

②誰が税金を納めなければならないのか

③課税物件（どのような取引に税金がかかるのか）

④どのような金額に対して税金をかけるのか、（所得に対して）

⑤税率は

⑥納税主体と課税物件

⑦国と地方の取り分比率、

- 課税処分は、課税要件にかかる処分時の事実（要件事実）の認定に基づいてなされる課税庁の判断（納税義務の確定）であり、通常、納税義務者の判断に対立してそれを修正しようとする判断であります。

両社間の対立には、税法規の解釈の対立もあるが、多くの場合事実認定における対立が多いようであります。